

天理市有料広告掲載に関する基準

(趣旨)

- 1 この基準は、天理市有料広告掲載に関する基本要綱第3条に規定する広告の詳細として定める。

(基本的な考え方)

- 2 広告媒体に掲載する広告は、市民生活を保護するため、社会的に信頼性が高いものとする。

(規制業種又は事業者等)

- 3 次の業種又は事業者等の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの及び類似の業種

(2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

(3) 商品先物取引に関するもの

(4) たばこに関するもの

(5) ギャンブルに関するもの

(6) 占い、運勢判断等

(7) 興信所・探偵事務所等

(8) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(9) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

(10) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体

(11) 当該広告に関係する法令等に反する事業者等

(12) その他市長が広告を掲載することを不適切と認める業種

(掲載内容)

- 4 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的なもの

- (2) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (3) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (4) あたかも市、国県等が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (5) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (6) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 出資者、出資金を募集するもの
- (10) 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するもの
- (11) 求人に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの
- (12) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断されるもの
- (13) 他製品との比較広告
- (14) 市の広告掲載事業の円滑な運営に支障を来すもの
(表示内容)

5 表示内容については、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 当該広告に係る法令及び業界の自主規制による広告基準等を遵守すること。
- (2) 市、国県等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
- (3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。
- (4) 肖像権及び著作権を無断で使用しないこと。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。